

## 審 査 基 準

平成28年11月10日作成

法 令 名	大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項	第12条第1項
処 分 の 概 要	緊急輸送車両の確認
原権者(委任先)	鳥取県知事、鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	<p>車両の使用者の申出を受けた鳥取県公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは確認をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。</li><li>2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。</li><li>3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。</li><li>4 2、3以外の場合であって、地震防災応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。</li></ol>
標 準 処 理 期 間	1日
申 請 先	申請書は、原則として緊急輸送車両の出発地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	申請書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通規制課
備 考	